

□ 特集

2020. 8

【涼風・税務読本】

# ズームアップ 令和2年度税制改正

## まえがき

今年の改正項目での分量的に圧倒的に大部のものは、グループ通算制度創設です。経済政策税制で目新しいものとしては、法人版エンジェル税制としてのオープンイノベーション促進税制です。国際的に影が薄くなりつつある日本経済の蘇生を、既存大企業にではなく新生ベンチャー企業に託すことに賭けています。既存大企業には、賃上げと設備投資の増加をひたすら要求しています。

ニュース性の高かったものは、未婚のひとり親に対する税制上の不公平の解消です。これは、抜本的な解決になっていると思われます。

また、毎年のことながら、多くの税制改正項目で、節税として意識的に利用されている制度や、租税回避と言える結果をもたらすことに利用されている制度や、当局が目余ると判断するに至っている制度への抑制策としての目的を持つ立法が目立ちます。

なお、新型コロナウイルス感染に係る首相の全国小中高一斉休校要請の発言のあった2月27日に、所得税の申告期限も4月16日まで延長されることになったとの情報が流れ、3月6日に国税庁長官の官報告示でそれがなされました。

また、4月6日更新の国税庁HPで、4月17日以降も、申告期限の延長は可能です、との情報開

示がなされました。この延長は、納税者の側からの延長申請に対して、税務署長等がこれを事後承認するという形式を採っています。

そして、4月7日、政府から新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されるとともに、コロナ禍に対応するための財政支出と税制施策が次々と打ち出され、今年の税制改正は定時のものだけではありませんでした。

## 今年の税制改正項目

令和2年度の税制改正は、〔個人所得課税分野〕〔資産課税分野〕〔企業関連税制分野〕〔国際課税分野〕〔消費税制分野〕〔税制周辺制度整備の施策分野〕の各分野で行われました。

期限延長や簡易見直し以外の各改正分野での主要な改正項目は、次の通りです。そのうち、◎を付けたものをズームアップし、後掲しました。

なお、最後に、新型コロナウイルス感染拡大緊急対策の税制上の措置の一覧と簡単な解説を最後に一項目として付記しました。

〔個人所得課税分野〕

- ◎ひとり親控除の創設と寡婦（寡夫）控除の見直し
- ◎国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
- NISA（少額投資非課税）制度の見直し・延長

## 〔資産課税分野〕

- ◎配偶者居住権が消滅の場合の譲渡所得の計算
- ◎低未利用地譲渡促進の100万円控除制度創設
- 所有者不明土地への固定資産税みなし課税

## 〔企業関連税制分野〕

- ◎オープンイノベーション促進税制の創設
- ◎5G市場参入開発投資強化促進税制の創設
- ◎賃上げ促進税制の大企業適用要件の見直し
- ◎投資や賃上げを促すペナルティー措置強化
- ◎地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）見直し
- 大企業交際費の損金算入特例排除
- ◎グループ通算制度創設と連結納税制度の廃止

## 〔国際課税分野〕

- ◎国外中古建物に係る損益通算制限特例の創設
- ◎配当後株式譲渡での課税権行使機会喪失対策
- 国外財産調書記載事項・情報提供要請の見直し
- 国外取引に係る更正決定等の期間制限の見直し

## 〔消費税制分野〕

- ベビーシッター料の消費税非課税化
- ◎居住用賃貸建物の取得に係る消費税取扱い変更
- ◎みなし課税仕入高額特定資産にも3年縛り適用
- ◎法人に係る消費税申告期限延長特例の創設
- ◎輸出用清酒の製造免許制度の創設

## 〔税制周辺制度整備の施策分野〕

- 準確定申告の電子申告で電子署名一部省略化
  - 納税地異動でも振替納税手続きの有効化
  - 電子帳簿訂正削除の記録確認方法の追加
  - 地方税共通納税システムの対象税目の拡大
  - ◎利子税・還付加算金等の割合の引下げ
  - 口頭意見陳述でのテレビ会議システムの利用
  - 不動産公売での暴力団員買受け防止措置の創設
- 〔新型コロナ緊急対策における税制上の措置〕

前年以前の税制改正で、令和2年に施行される主なものに、次のものがあります。

- 給与所得控除見直しと所得金額調整控除の創設
- 公的年金等控除の見直し
- 基礎控除額と扶養親族等の要件の見直し
- 青色申告特別控除・家内労働者控除の見直し

## ひとり親控除の創設と寡婦（寡夫）控除の見直しをズームアップしてみます

未婚のひとり親は税制上不公平な扱いになっていくとの指摘に配慮して、ひとり親控除が創設されました。控除額は35万円で、その対象者は、

- ①婚姻歴や性別に拘わらず、同一生計の子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者
- ②その者の合計所得金額が500万円以下

これに合わせて、寡夫控除の制度はひとり親控除制度に吸収されて廃止となり、また寡婦控除はひとり親控除の対象外となる場合に適用される控除額27万円の制度になり、さらに、合計所得金額500万円以下との要件が付加されました。

税制配慮には法律婚を前提とするという形式主義原則が唱えられていましたが、新しい、ひとり親控除と寡婦控除には、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする、との実質主義を採るとの規定が付加されています。

この改正は、令和2年4月1日施行、令和2年分以後の所得税について適用されます。

## 国外居住親族に係る扶養控除等の見直しをズームアップしてみます

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除の対象となる親族には、国外居住親族も含まれます。なお、国外居住親族の所得要件（48万円以下）が日本国内源泉所得のみで判定されるために、国外で相当な所得を稼得していても扶養控除の対象になってしまいます。

その不合理是正のための改正がなされました。

- ①扶養控除の適用対象者から年齢30歳以上70歳未満の者を除く。
- ②ただし、30歳以上70歳未満であっても、次の者は除かれません。

イ 留学により非居住者となった者

ロ 障害者（障害者控除の適用対象者）

ハ 生活費・教育費充当資金として38万円以上の仕送り対象とされている者

この改正は、令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等、並びに令和5年分以後の所得税に適用されます。

### 配偶者居住権が消滅の場合の譲渡所得の計算をズームアップしてみます

平成30年の民法改正で創設され本年4月1日から制度がスタートしている配偶者居住権等については、その権利設定期間中の権利放棄や合意解除は可能なものの、譲渡は不可とされています。また、昨年改正で相続税法に配偶者居住権等の評価規定が定められ、その上で、配偶者居住権等消滅に当たり対価がなければ、贈与課税の対象となることが通達で明らかにされているところです。

本年改正では、取用や合意解除で補償金や権利消滅の対価を受取り配偶者居住権等が消滅するときは、譲渡所得の計算をすることになりました。譲渡所得計算で控除する取得費は、配偶者居住権等の取得価額から消滅までの間に係る減価の額を控除した額、とされました。

対応関係にある、配偶者居住権等の権利が設定されている土地建物の所有者側についての、控除する取得費は、当該土地建物の取得費から配偶者居住権等の取得費を控除した額、とされました。

この改正は、令和2年4月1日以後の取用等について適用されます。

### 低未利用地譲渡促進の100万円控除制度創設をズームアップしてみます

空き地が売却されずにそのまま放置されるケースが増えていることから、空き地の売却を促して有効活用を図るための税制上の優遇措置が講じられました。保有期間が5年を超えていて売却額が

500万円以下の比較的低価格の土地が対象で、土地の売却益から最大100万円を差し引く、というものです。親族間譲渡は除かれます。

- ①譲渡価額がその土地を敷地とする建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ②所有期間が5年を超えること
- ③その低未利用地が都市計画区域内に在ること
- ④市区町村長の確認書類の添付があること

この規定は、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に譲渡を行った場合に適用されず。

### オープンイノベーション促進税制の創設をズームアップしてみます

日本生産性本部の報告によると、OECDデータに基づく日本の時間当たり労働生産性は、米国の6割程度、順位はOECD加盟36ヶ国中21位、主要先進7カ国で見ると、1970年以降、最下位の状況が続いています。

打開策として、既存企業とベンチャー企業とが連携して行うオープンイノベーションの促進を急ぎ、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行することを促せばよいのではないかと提起されています。

そこで、国際競争力の強化が期待されるユニコーン級のベンチャーの育成に資する、オープンイノベーション投資促進税制が創設されることになりました。

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、産業競争力強化法の新事業開拓事業者として経済産業大臣の証明がある法人（既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る）に1億円（中小企業は1000万円）以上の株式投資を行い、期末まで保有した場合には、その株式の取得価額の25%以下の金額が損金算入になります。

(4)

なお、株式取得から5年以内に譲渡した場合には、先の損金算入額は全額益金算入となります。一部譲渡や配当の受取りの場合等には、先の損金算入額のうち対応する部分相当額が益金に算入となります。ただし、5年間保有した株式については、この益金算入の適用がありません。

この改正は、令和2年4月1日から令和4年3月31日の期間での株式取得に適用されます。

### 5G市場参入開発投資強化促進税制の創設をズームアップしてみます

通信基地局の世界シェアは、トップ3社が8割を占める寡占市場とすでになっており、国内メーカーのシェア率は1%に満たないが、5G（第5世代移動通信システム）インフラ市場規模は大幅に拡大して行く見込みなので、予算による開発支援、税制優遇を通じ、ベンダーの競争力強化、世界市場獲得支援をすれば、まだチャンスはがあると、5G投資促進税制の推進部署たる経済産業省は、言っています。

税制の前提に、本年5月27日に成立している5G法（「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」）があります。

5G市場参入開発投資強化促進税制の内容は、5G認定導入事業者が、5G法施行日から令和4年3月31日までの間に、その事業者の認定導入計画に記載された機械・装置、器具・備品、建物附属設備、構築物等の減価償却資産を取得、事業供用した場合、その取得価額の30%の特別償却又は15%の税額控除（法人税額の20%限度）の適用ができ、また、固定資産税に於いても当初3年間は2分の1課税となる、というものです。

### 賃上げ促進税制の大企業適用要件の見直しをズームアップしてみます

賃上げの対前年増加額の15%（教育訓練費増加要件充足なら20%）を税額控除可とする賃上げ促進税制の適用における、大企業向けの要件の制限強化がなされました。

- ①継続雇用者給与の対前年度増加率 $\geq 3\%$
- ②国内設備投資額 $\geq$ 当期減価償却費総額の95%

強化の内容は、上記②が90% $\rightarrow$ 95%となったことです。設備投資の増強を要求しています。

この改正は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

### 投資や賃上げを促すペナルティー措置強化をズームアップしてみます

所得が増加しているにもかかわらず、賃上げにも、設備投資にも消極的な、次の全部に該当する大企業に対して、研究開発促進税制等の優遇税制の適用を認めない、とする2年前創設のペナルティー制度がさらに強化されました。

- ①当期所得 $>$ 前期所得
- ②当期平均給与 $\leq$ 前期平均給与
- ③当期設備投資額 $\leq$ 減価償却費の30%

強化の内容は、上記③が10% $\rightarrow$ 30%となったこと、適用制限の優遇税制に本年創設の5G導入促進税制が加えられたこと、です。

この改正は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

### 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）見直しをズームアップしてみます

地方の活性化に向けては、地方創生につながる自治体の取り組みに企業が寄附する「企業版ふるさと納税制度」の活用を促すため、制度が令和7年3月31日まで5年間延長され、税額から一定の金額を控除する「税額控除」の割合が現在の30%

から60%に拡大されました。この特例措置とは別に、企業が自治体に寄附した場合は全額が損金に算入されるため、これを合わせると、税負担の大きい企業では、寄附額のおよそ9割に相当する負担軽減が実現することになりました。

税額控除（30%→60%）の内訳は次の通りです。

- ・法人事業税 寄附額の10% →20%
- ・法人道府県民税 寄附額の2.9% →2.7%
- ・法人市町村民税 寄附額の17.1% →34.3%

この改正は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に支出された企業版ふるさと納税寄附金について適用されます。

## グループ通算制度創設と連結納税制度の廃止をズームアップしてみます

連結納税制度は、企業の組織再編を促し、グループ全体での効率的な経営の活性化を後押しするものとして、平成14年度に導入されました。

しかし、親会社と子会社などグループ企業が一体となって申告・納税する連結納税制度は、その複雑さが採用法人の事務負担、税務調査（修正・更正手続を含む）における国税当局の執行負担を過重に大きくしていたことから、そこからの解放として連結納税制度の廃止とグループ通算制度創設が政府税制調査会で検討されていました。

改正内容の骨子は、

- (1) 一体申告方式から個別申告方式に移行
- (2) 修正・更正の他法人との遮断方式を採用
- (3) 企業間の損益と欠損金の通算は比例計算
- (4) 開始加入時の繰越欠損金は組織再編に準ずる
- (5) 開始加入時の時価評価も組織再編に準ずる
- (6) 外国税額控除等はグループ調整計算を存続

見直し後の計算イメージは、

- ①調整前各単体所得金額
- ②単体間損益通算
- ③損益通算後各単体所得金額
- ④調整前各単体法人税額
- ⑤単体間税額調整

⑥税額調整後各単体法人税額

⑦各単体で申告・納付

この改正は、令和4年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。既存の連結納税採用法人については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、令和4年3月31日までに連結納税の取りやめる届出をしない限り、グループ通算制度にそのまま移行することになります。

## 国外中古建物に係る損益通算制限特例の創設をズームアップしてみます

中古の建物の耐用年数の国際比較をすると、国外中古建物の耐用年数は著しく短く、4年とするものが半数を占めており、国外中古建物に係る不動産所得の83.2%が損失計上となっており、国外中古建物の簡便法による耐用年数算定は、建物の実際の使用期限に適合していないおそれがある、と会計検査院報告が指摘していました。

これを承けて、国外中古建物から生ずる不動産所得の損失の金額は、生じなかったものとみなす、との措置法規定が創設されました。

なお、生じないとされた金額は、建物の譲渡に際しての譲渡所得の計算では、取得費に含められます。

この改正は、令和3年1月1日以後の所得税から適用されます。

## 配当後株式譲渡での課税権行使機会喪失対策をズームアップしてみます

買収等で子会社株式を取得し、「受取配当益金不算入」や「外国子会社配当益金不算入」の制度により、無税に近い状態で配当を得た後、配当の分、株価が下落した状態の子会社株式を譲渡することで譲渡損を計上する、といったスキームがありました。このスキームが外国法人に関わる場合には、日本の課税権行使の機会がないまま、課税

(6)

権侵害の結果になるので、その対策が講じられました。

直接間接に50%超支配関係にある法人から、株式等の帳簿価額の10%超の配当を受けた時の配当益金不算入額は、その子会社株式の簿価から控除する“簿価修正”をし、事後譲渡時の譲渡損の発生が操作的に生じることがないようにされました。

なお、次のいずれかに該当する配当については、本規定の対象外とされています。

- ① 内国普通法人や日本居住者が株式の90%以上を設立以来保有しているような内国普通法人からの配当金額
- ② 株式取得後に増加した利益剰余金が配当原資になっていると言える場合の配当金額
- ③ 50%超支配関係成立時より10年経過後に受取る配当金額
- ④ 2000万円を超えない配当金額
- ⑤ 完全支配関係内みなし配当等の額

この改正は、令和2年4月1日以後開始事業年度から適用されます。3月決算法人では、本年3月末の配当基準日に基づき、6月頃に子会社から受けとる期末配当から早速対象になります。

---

### 居住用賃貸建物の取得に係る消費税取扱い変更をズームアップしてみます

非課税とされる住宅の貸付け事業は、家屋を居住用のみ利用することを賃貸借契約において明確にしている場合に限られていました。利用目的が不明確なものは課税取引とされていました。

今年の改正では、この契約書表示主義が改められ、貸付用建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税の非課税取引に該当することとなりました。実質主義への転換です。

実質主義への転換で、仕入税額控除制度の適用が出来るのは、居住用に供しないことが明らかな建物の取得に限るものとされ、居住用賃貸建物の

仕入れについて、まずは、仕入税額控除制度の適用が認められないこととなりました。

その上で、居住用建物が非居住用の課税貸付に供された場合や譲渡された場合には、課税仕入後3年経過の課税期間又は譲渡日の課税期間において課税取引実績割合を基とした実質判定により、仕入税額控除の再計算を行うこととされました。

この改正は、貸付けの課非判定については、令和2年4月1日以後に行われる貸付けについて適用され、仕入税額控除については、令和2年10月1日以後の居住用賃貸建物の取得（令和2年3月31日以前の契約に係るものを除く）から適用されます。

---

### みなし課税仕入高額特定資産にも3年縛り適用をズームアップしてみます

免税事業者が棚卸資産として1000万円以上である高額特定資産を取得し、その後、課税事業者になった場合、繰越された期首棚卸資産として的高額特定資産は、その繰越後の課税期間の課税仕入とみなすことになっています。このままでは、高額特定資産取得の場合の消費税の3年縛りの特則の適用が及ばないので、こういう場合においても、その繰越高額特定資産がみなし課税仕入扱いになった課税期間を含む以後3年間は、免税事業者および簡易課税事業者への制度選択ができないこととされました。

この改正は、令和2年4月1日以後に棚卸資産に係るみなし仕入の規定の適用をうける場合に、適用となります。

---

### 法人に係る消費税申告期限延長特例の創設をズームアップしてみます

法人税の申告書の提出期限を延長している法人について、消費税の申告書の提出期限も、法人税と同じく、1ヶ月延長できる特例が創設されまし

た。申告期限にズレがあったため決算内容が変わると、消費税の修正申告の提出や更正の請求をしなければならない等の過重負担が解消されることになりました。

令和3年3月31日以降に終了する事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税申告から適用です。手続的には、「延長届出書」の提出が必要ですが、提出された日の属する事業年度末日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限から適用なので、令和3年3月31日までに提出すれば最初の適用に間に合います。

延長された期間の消費税の納付については、利子税が課せられます。

## 輸出用清酒の製造免許制度の創設 をズームアップしてみます

日本酒を製造するためには、国から発行される清酒製造免許が必要になります。しかし、酒蔵の利益や国内の日本酒需給調整のため、免許の新規発行は原則認められていませんでした。

しかし、海外で需要が増している日本酒の輸出拡大に向け、国内販売を一切せず、輸出向けの商品のみで、日本酒製造場の国内新設を許可することとなりました。

これまで、日本酒製造場を新設する場合には、最低製造数量要件（年間60kl）をクリアする必要がありましたが、改正後の酒税法では、輸出に限定した製造場であれば、この要件適用除外で免許の新規発行が可能になります。令和3年4月以後の申請から適用されます。

## 利子税・還付加算金等の割合の引下げ をズームアップしてみます

市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金の割合の引下げが行われます。

<貸出約定平均金利+1%>が<貸出約定平均金利+0.5%>に変わります。

延滞税については、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税について、利子税・還付加算金と同じ割合の引下げが行われます。

この改正は、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。

## 新型コロナ緊急対策における税制上の措置 をズームアップしてみます

### I 申告期限の個別延長と延納の特例

新型コロナウイルス感染症による影響で、申告・申請・届出・納税等が困難になった場合には、随時任意にその期限延長ができます。個別延長する場合には、別途、申請書等を提出する必要はなく、申告書・納付書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記すれば足りるとされております。延長期限は、困難事情解消後2ヶ月です。

また、令和2年2月1日以後における1ヶ月以上の一定の期間において前年同期比で約20%以上収入減少があった場合において、一時に納税をすることが困難と認められるときには、無担保かつ、延滞税なしで令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税について1年以内に限り納税が猶予されます。

### II 欠損金の繰戻し還付の特例

資本金額が1億円を超え10億円以下の青色申告法人（保険会社、資本金額10億円超の法人の子会社を除く）で、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができます。白色申告法人も、新型コロナ禍災害損失欠損金については繰戻し還付の申請ができます。

### III テレワーク等のための設備投資税制追加措置

即時償却又は設備投資額の7%（資本金の額が3000万円以下の法人は10%）の税額控除が出来る中小企業経営強化税制に、テレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備）が追加されました。

#### IV イベント中止協力観客への寄附金控除適用

政府の自粛要請により文化芸術・スポーツ等のイベントを中止した主催者に対して入場料の払戻請求権を放棄した場合には、その放棄した金額は20万円を上限として、所得税の寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となります。

#### V 消費税の制度選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス禍の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、前年同期比概ね50%以上減少している事業者については、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、進行中の課税期間について、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができることとされました。また、本特例には、2年間の継続適用要件等は適用されません。

このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、承認申請書を税務署長に提出すれば、その制限が解除される特例が設けられています。

簡易課税制度の適用についても、新型コロナウイルス禍の影響で、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けて、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

#### VI その他の新型コロナ緊急対策の税制上の措置

##### 一 新型コロナ対応国税臨時特例法の非課税

- ①一人10万円の特別定額給付金
- ②子育て世帯への臨時特別給付金

##### 二 所得税法の非課税

- ①企業主導型ベビーシッター利用助成の割引券
- ②東京都のベビーシッター利用支援事業助成
- ③東京都認証保育所の保育料助成金

##### 三 租税特別措置法の非課税

- ①簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

- ②子育て世帯臨時特例給付金
- ③年金生活者等支援臨時福祉給付金

#### 四 税法以外の法令での非課税

- ①雇用保険の失業給付（雇用保険法）
- ②生活保護の保護金品（生活保護法）
- ③児童（扶養）手当（児童手当法など）
- ④被災者生活再建支援金（被災者再建支援法）

#### 五 コロナ関連創設助成金等で課税されるもの

##### 1 事業所得等に区分されるもの

- ①持続化給付金
- ②雇用調整助成金
- ③小学校休業等対応助成金・支援金
- ④東京都の感染拡大防止協力金

##### 2 一時所得に区分されるもの

すまい給付金・地域振興券

##### 3 雑所得に区分されるもの（通常時分）

- ①企業主導型ベビーシッター利用助成の割引券
- ②東京都のベビーシッター利用支援事業助成

## あとがき

コロナウイルス感染の第一波による健康被害については、日本は世界の国々に比し、奇跡的に低い数字に抑えることに成功しました。しかしながら、コロナウイルス感染抑止のための、大都市封鎖に近い自粛経済は、未曾有の経済危機を生み、多くの企業の存続を危ういものにしていきます。

これに対する、政府の第1次と第2次の補正予算は57兆円を超え、事業規模全体は233兆円と報道されています。しかし、自粛経済の最前線にいるイベント業、観光業、飲食業などへの支援は遅々としています。

回復は長期戦になるとの見方も多いところですが、来年のオリンピックが奇跡的に実現できるようになるV字回復を夢見たいところです。